

第3回 宇宙活動法の見直しに関する小委員会 議事要旨

1. 日時：令和6年10月24日（火） 9：00－11：00

2. 場所：宇宙開発戦略推進事務局大会議室

3. 出席者

(1) 委員

小塚座長、中須賀委員(座長代理)、青木委員、石井委員、木村委員、久保田委員、笹岡委員、白井委員、新谷委員、原田委員(オンライン出席)、松尾委員

(2) 事務局(宇宙開発戦略推進事務局)

風木局長、渡邊審議官、木尾参事官、山口参事官、村山参事官、大段参事官補佐

(3) 関係省庁等

文部科学省研究開発局宇宙開発利用課	原田戦略官
経済産業省製造産業局宇宙産業課	岩永課長補佐
国土交通省航空局ネットワーク部航空戦略室	大田参事官
総務省国際戦略局宇宙通信政策課	扇課長(オンライン)
外務省総合外国政策局宇宙・海洋安全保障政策室	岡崎主査(オンライン)
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 安全・信頼性推進部	
システム安全・軌道利用安全推進ユニット	吉原ユニット長

4. 議事要旨

(1) 多様な宇宙輸送システムに対する制度の在り方(サブオービタル飛行)について

- 内閣府宇宙開発戦略推進事務局より、資料1-1に基づき、検討課題と論点について説明を行った。
- TMI 総合法律事務所より、資料1-2に基づき、サブオービタル飛行及び打上げに係る主要国等の宇宙法制度について説明を行った。

(2) 宇宙活動法の見直しに向けた要望等について

- 株式会社 SPACE WALKER より、資料2-1に基づき、宇宙活動法の見直しに向けた要望事項について説明があった。
- PD エアロスペース株式会社より、資料2-2に基づき、宇宙活動法の見直しに向けた要望事項について説明があった。
- 千葉工業大学 和田 豊教授より、資料2-3に基づき、サブオービタル飛行ロケットの開発計画に関する調査について説明があった。

(3) 質疑応答・意見交換について

委員からは、以下のような意見があった。

- サブオービタル飛行については、航空との境目と宇宙活動との境目についてそれぞれ検討が必要。また、様々な打上げ形態が想定されることから、その検討に際しては、高度だけではなく、打上げ形態、機体の型や機体開発の目的を考慮することも考えられる。
- サブオービタル飛行や人工衛星を搭載しないロケットの打上げについて、現行宇宙活動法上の人工衛星等の打上げ許可の対象行為に準じる活動については許可制度の対象に含めていくことが考えられるが、それに至らない活動については事前届出制度や認定制度といった制度の対象とすることも有り得るのではないか。また、制度検討にあたっては、我が国の領域内での外国企業による活動に係る公衆安全の問題や、国際的な制度調和の観点にも留意すべき。
- 打上げ施設の適合認定制度における変更認定手続については、弾力的な運用を行う方向で見直しを検討すべき。

以上